

山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定により市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付し、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、市町村が行う次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）の別紙に定める利用者支援事業（母子保健型を除く）

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日付け府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日付け府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第14号）の別紙に定める子育て短期支援事業

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発

0529第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(7) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号)の別紙に定める養育支援訪問事業

(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(9) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(10) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日付け27文科初第238号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業

(11) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)の別紙に定める病児保育事業

(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、別表の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める県の補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市町村に対し、概算払いをすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、別表のうち特例措置分にかかる事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業を除く。）については、当該事業の交付決定を受けた年度の3月31日までに、実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第9条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（様式第6号）により通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

4 承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 山梨県保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年7月4日付け子第936号山梨県福祉保健部長通知）は廃止する。ただし、山梨県保育対策等促進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年11月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式第1号から様式第7号までの様式（「平成」を「令和」に改める部分に限る。）については、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																																																
利用者支援事業	利用者支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 7,505,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 夜間加算 1 か所当たり年額 1,365,000円</p> <p>② 休日加算 1 か所当たり年額 735,000円</p> <p>③ 出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,072,000円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,820,000円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 728,000円</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 3,006,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 夜間加算 1 か所当たり年額 1,365,000円</p> <p>② 休日加算 1 か所当たり年額 735,000円</p> <p>③ 出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,072,000円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,820,000円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 728,000円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等）</p> <p>(1) 基本型及び特定型 1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>※ 交付決定した年度中に支払われたものに限る。</p>	利用者支援事業の実施に必要な経費	1/3																																																
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>18,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>37,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>56,100円</td></tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td>12,000円</td><td>15,200円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>24,000円</td><td>30,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>36,000円</td><td>45,600円</td></tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>11,100円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>22,200円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>33,300円</td></tr> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>76,100円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>152,200円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>228,300円</td></tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,544,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>2,460,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>5,176,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>6,077,000円</td></tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,700円	2時間	37,400円	3時間	56,100円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	12,000円	15,200円	2時間	24,000円	30,400円	3時間	36,000円	45,600円	延長時間区分		1時間	11,100円	2時間	22,200円	3時間	33,300円	延長時間区分		1時間	76,100円	2時間	152,200円	3時間	228,300円	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,544,000円	2～3時間	2,460,000円	4～5時間	5,176,000円	6時間以上	6,077,000円	延長保育事業の実施に必要な経費	1/3
延長時間区分																																																				
1時間	18,700円																																																			
2時間	37,400円																																																			
3時間	56,100円																																																			
延長時間区分	A型・B型	C型																																																		
1時間	12,000円	15,200円																																																		
2時間	24,000円	30,400円																																																		
3時間	36,000円	45,600円																																																		
延長時間区分																																																				
1時間	11,100円																																																			
2時間	22,200円																																																			
3時間	33,300円																																																			
延長時間区分																																																				
1時間	76,100円																																																			
2時間	152,200円																																																			
3時間	228,300円																																																			
延長時間区分																																																				
30分	300,000円																																																			
1時間	1,544,000円																																																			
2～3時間	2,460,000円																																																			
4～5時間	5,176,000円																																																			
6時間以上	6,077,000円																																																			

別表

1 事業	2 区分	3 基準額			4 対象 経費	5 補助 率	
		イ 小規模保育事業					
		延長時間区分	A型	B型	C型		
		自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円	
			1時間	1,228,000円	1,228,000円	1,228,000円	
			2～3時間	1,529,000円	1,529,000円	1,529,000円	
			4～5時間	3,982,000円	3,982,000円	3,876,000円	
			6時間以上	4,621,000円	4,621,000円	4,515,000円	
		その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円	
			1時間	1,181,000円	1,181,000円	1,181,000円	
			2～3時間	1,379,000円	1,379,000円	1,379,000円	
			4～5時間	3,241,000円	3,241,000円	3,135,000円	
			6時間以上	3,617,000円	3,617,000円	3,511,000円	
		※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）					
		ウ 事業所内保育事業					
		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下			
				A型	B型		
		自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,421,000円	1,129,000円	1,129,000円	
			2～3時間	2,264,000円	1,407,000円	1,407,000円	
			4～5時間	4,761,000円	3,663,000円	3,663,000円	
			6時間以上	5,591,000円	4,251,000円	4,251,000円	
		その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,208,000円	1,087,000円	1,087,000円	
			2～3時間	1,570,000円	1,268,000円	1,268,000円	
			4～5時間	3,525,000円	2,981,000円	2,981,000円	
			6時間以上	4,113,000円	3,328,000円	3,328,000円	
		エ 家庭的保育事業					
		延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下			
		自園調理等	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	540,000円	278,000円		
			2～3時間	969,000円	510,000円		
			4～5時間	2,456,000円	1,677,000円		
			6時間以上	3,919,000円	2,821,000円		
		その他	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	525,000円	263,000円		
			2～3時間	919,000円	460,000円		
			4～5時間	1,815,000円	1,036,000円		
			6時間以上	3,016,000円	1,917,000円		
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合					
		延長時間区分					
		30分	300,000円				
		1時間	1,772,000円				
		2～3時間	2,688,000円				
		4～5時間	5,290,000円				
		6時間以上	6,077,000円				
		2 訪問型					
		(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		1時間	228,400円				
		2時間	456,800円				
		3時間	685,200円				
		イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）					
		延長時間区分					
		1時間	228,400円				
		2時間	394,000円				
		3時間	394,000円				

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																				
		(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額） ア 居宅訪問型 <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>263,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>460,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>779,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,099,000円</td> </tr> </table> イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合） <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>263,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>394,000円</td> </tr> </table> ※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	263,000円	2～3時間	460,000円	4～5時間	779,000円	6時間以上	1,099,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	263,000円	2時間以上	394,000円		
延長時間区分																								
30分	150,000円																							
1時間	263,000円																							
2～3時間	460,000円																							
4～5時間	779,000円																							
6時間以上	1,099,000円																							
延長時間区分																								
30分	150,000円																							
1時間	263,000円																							
2時間以上	394,000円																							
実費徴収に係る補足を給付を行う事業	実費徴収に係る補足を給付を行う事業	1 教材費・行事費等（給食費以外）生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,500円 2 給食費（副食材料費）低所得世帯・多子世帯等に属する児童1人当たり月額 4,500円	実費徴収に係る補足を給付を行う事業の実施に必要な経費	1/3																				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円 2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費	1/3																				
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 ※ ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（1）に加算する額 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 4,200円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 2,100円 ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 600円 (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	1/3																				

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率
		<p>※ ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額</p> <p>ア 夜間養護事業 (ア) 基本分 年間延べ日数 × 400円 (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 400円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 1,000円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円 ※ 交付決定した年度中に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の（１）（２）の対応をいずれも実施している市町村 （１） ケース対応会議の開催 （２） 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村 ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 1以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費	1 / 3
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1市町村当たり 564,000円</p>	養育支援訪問事業の実施に必要な経費	1 / 3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 （１） 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数 × 80,000円 （２） 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1市町村当たり 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 （１） 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3（４）①の取組のみを実施している場合 1市町村当たり 720,000円</p>	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費	1 / 3

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		<p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合</p> <p>1 市町村当たり 2,520,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組</p> <p>1 市町村当たり 640,000円</p>		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を合計3名以上配置する場合 5,563,000円 ・ 職員を合計2名配置する場合 4,107,000円 <p>(イ) 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 8,270,000円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 5,035,000円 <p>(ウ) 6～7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 8,834,000円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 5,963,000円 <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「常勤職員」を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4日型 1,509,000円 5日型 3,288,000円 6～7日型 2,924,000円 <p>(イ) 地域支援 1,484,000円</p> <p>(ウ) 特別支援対応加算 1,039,000円</p> <p>(エ) 研修代替職員配置加算 1人あたり年額 21,000円</p> <p>(2) 出張ひろば 1,524,000円</p> <p>(3) 小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 2,980,000円</p> <p>イ 加算分 1,490,000円</p> <p>(4) 連携型</p> <p>ア 基本分</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4日型 1,940,000円 5～7日型 2,951,000円 <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 地域の子育て力を高める取組 480,000円</p> <p>(イ) 特別支援対応加算 1,039,000円</p> <p>(ウ) 研修代替職員配置加算 1人あたり年額 21,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額(加算分も含む)ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。</p> <p>2 開設準備経費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも交付決定した年度中に支払われたものに限る。</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	1/3

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率																																																																																																														
一時預 かり事 業	一時預 かり事 業 (一般 分)	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児 童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家 庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1" data-bbox="459 434 1075 1429"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,607,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,997,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,213,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,641,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,069,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,497,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,925,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,353,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,781,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,209,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,637,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,065,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,493,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,921,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,349,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,777,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,205,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,633,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,061,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,489,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,917,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>30,345,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,773,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>33,201,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>34,629,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>36,057,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>37,485,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,913,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>40,341,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>41,769,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>43,197,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>44,625,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>46,053,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>47,481,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※20,100人以上の場合は別途協議</p> <p>② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合</p> <table border="1" data-bbox="459 1509 1075 2076"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,607,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,880,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,092,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,466,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,840,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,214,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,588,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>9,962,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,336,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>12,710,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,084,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,458,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>16,832,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,206,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>19,580,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>20,954,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>22,328,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>23,702,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,076,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,607,000円	300人以上900人未満	2,997,000円	900人以上1,500人未満	3,213,000円	1,500人以上2,100人未満	4,641,000円	2,100人以上2,700人未満	6,069,000円	2,700人以上3,300人未満	7,497,000円	3,300人以上3,900人未満	8,925,000円	3,900人以上4,500人未満	10,353,000円	4,500人以上5,100人未満	11,781,000円	5,100人以上5,700人未満	13,209,000円	5,700人以上6,300人未満	14,637,000円	6,300人以上6,900人未満	16,065,000円	6,900人以上7,500人未満	17,493,000円	7,500人以上8,100人未満	18,921,000円	8,100人以上8,700人未満	20,349,000円	8,700人以上9,300人未満	21,777,000円	9,300人以上9,900人未満	23,205,000円	9,900人以上10,500人未満	24,633,000円	10,500人以上11,100人未満	26,061,000円	11,100人以上11,700人未満	27,489,000円	11,700人以上12,300人未満	28,917,000円	12,300人以上12,900人未満	30,345,000円	12,900人以上13,500人未満	31,773,000円	13,500人以上14,100人未満	33,201,000円	14,100人以上14,700人未満	34,629,000円	14,700人以上15,300人未満	36,057,000円	15,300人以上15,900人未満	37,485,000円	15,900人以上16,500人未満	38,913,000円	16,500人以上17,100人未満	40,341,000円	17,100人以上17,700人未満	41,769,000円	17,700人以上18,300人未満	43,197,000円	18,300人以上18,900人未満	44,625,000円	18,900人以上19,500人未満	46,053,000円	19,500人以上20,100人未満	47,481,000円	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,607,000円	300人以上900人未満	2,880,000円	900人以上1,500人未満	3,092,000円	1,500人以上2,100人未満	4,466,000円	2,100人以上2,700人未満	5,840,000円	2,700人以上3,300人未満	7,214,000円	3,300人以上3,900人未満	8,588,000円	3,900人以上4,500人未満	9,962,000円	4,500人以上5,100人未満	11,336,000円	5,100人以上5,700人未満	12,710,000円	5,700人以上6,300人未満	14,084,000円	6,300人以上6,900人未満	15,458,000円	6,900人以上7,500人未満	16,832,000円	7,500人以上8,100人未満	18,206,000円	8,100人以上8,700人未満	19,580,000円	8,700人以上9,300人未満	20,954,000円	9,300人以上9,900人未満	22,328,000円	9,900人以上10,500人未満	23,702,000円	10,500人以上11,100人未満	25,076,000円	一時預 かりの 事業に 必要 な経 費	1/3
年間延べ利用児童数	基準額																																																																																																																	
300人未満	2,607,000円																																																																																																																	
300人以上900人未満	2,997,000円																																																																																																																	
900人以上1,500人未満	3,213,000円																																																																																																																	
1,500人以上2,100人未満	4,641,000円																																																																																																																	
2,100人以上2,700人未満	6,069,000円																																																																																																																	
2,700人以上3,300人未満	7,497,000円																																																																																																																	
3,300人以上3,900人未満	8,925,000円																																																																																																																	
3,900人以上4,500人未満	10,353,000円																																																																																																																	
4,500人以上5,100人未満	11,781,000円																																																																																																																	
5,100人以上5,700人未満	13,209,000円																																																																																																																	
5,700人以上6,300人未満	14,637,000円																																																																																																																	
6,300人以上6,900人未満	16,065,000円																																																																																																																	
6,900人以上7,500人未満	17,493,000円																																																																																																																	
7,500人以上8,100人未満	18,921,000円																																																																																																																	
8,100人以上8,700人未満	20,349,000円																																																																																																																	
8,700人以上9,300人未満	21,777,000円																																																																																																																	
9,300人以上9,900人未満	23,205,000円																																																																																																																	
9,900人以上10,500人未満	24,633,000円																																																																																																																	
10,500人以上11,100人未満	26,061,000円																																																																																																																	
11,100人以上11,700人未満	27,489,000円																																																																																																																	
11,700人以上12,300人未満	28,917,000円																																																																																																																	
12,300人以上12,900人未満	30,345,000円																																																																																																																	
12,900人以上13,500人未満	31,773,000円																																																																																																																	
13,500人以上14,100人未満	33,201,000円																																																																																																																	
14,100人以上14,700人未満	34,629,000円																																																																																																																	
14,700人以上15,300人未満	36,057,000円																																																																																																																	
15,300人以上15,900人未満	37,485,000円																																																																																																																	
15,900人以上16,500人未満	38,913,000円																																																																																																																	
16,500人以上17,100人未満	40,341,000円																																																																																																																	
17,100人以上17,700人未満	41,769,000円																																																																																																																	
17,700人以上18,300人未満	43,197,000円																																																																																																																	
18,300人以上18,900人未満	44,625,000円																																																																																																																	
18,900人以上19,500人未満	46,053,000円																																																																																																																	
19,500人以上20,100人未満	47,481,000円																																																																																																																	
年間延べ利用児童数	基準額																																																																																																																	
300人未満	2,607,000円																																																																																																																	
300人以上900人未満	2,880,000円																																																																																																																	
900人以上1,500人未満	3,092,000円																																																																																																																	
1,500人以上2,100人未満	4,466,000円																																																																																																																	
2,100人以上2,700人未満	5,840,000円																																																																																																																	
2,700人以上3,300人未満	7,214,000円																																																																																																																	
3,300人以上3,900人未満	8,588,000円																																																																																																																	
3,900人以上4,500人未満	9,962,000円																																																																																																																	
4,500人以上5,100人未満	11,336,000円																																																																																																																	
5,100人以上5,700人未満	12,710,000円																																																																																																																	
5,700人以上6,300人未満	14,084,000円																																																																																																																	
6,300人以上6,900人未満	15,458,000円																																																																																																																	
6,900人以上7,500人未満	16,832,000円																																																																																																																	
7,500人以上8,100人未満	18,206,000円																																																																																																																	
8,100人以上8,700人未満	19,580,000円																																																																																																																	
8,700人以上9,300人未満	20,954,000円																																																																																																																	
9,300人以上9,900人未満	22,328,000円																																																																																																																	
9,900人以上10,500人未満	23,702,000円																																																																																																																	
10,500人以上11,100人未満	25,076,000円																																																																																																																	

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率																														
		<table border="1" data-bbox="459 235 1074 663"> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>26,450,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>27,824,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>29,198,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>30,572,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>31,946,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>33,320,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>34,694,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>36,068,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>37,442,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>38,816,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>40,190,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>41,564,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>42,938,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>44,312,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>45,686,000円</td></tr> </table> <p>※20,100人以上の場合は別途協議</p>	11,100人以上11,700人未満	26,450,000円	11,700人以上12,300人未満	27,824,000円	12,300人以上12,900人未満	29,198,000円	12,900人以上13,500人未満	30,572,000円	13,500人以上14,100人未満	31,946,000円	14,100人以上14,700人未満	33,320,000円	14,700人以上15,300人未満	34,694,000円	15,300人以上15,900人未満	36,068,000円	15,900人以上16,500人未満	37,442,000円	16,500人以上17,100人未満	38,816,000円	17,100人以上17,700人未満	40,190,000円	17,700人以上18,300人未満	41,564,000円	18,300人以上18,900人未満	42,938,000円	18,900人以上19,500人未満	44,312,000円	19,500人以上20,100人未満	45,686,000円		
11,100人以上11,700人未満	26,450,000円																																	
11,700人以上12,300人未満	27,824,000円																																	
12,300人以上12,900人未満	29,198,000円																																	
12,900人以上13,500人未満	30,572,000円																																	
13,500人以上14,100人未満	31,946,000円																																	
14,100人以上14,700人未満	33,320,000円																																	
14,700人以上15,300人未満	34,694,000円																																	
15,300人以上15,900人未満	36,068,000円																																	
15,900人以上16,500人未満	37,442,000円																																	
16,500人以上17,100人未満	38,816,000円																																	
17,100人以上17,700人未満	40,190,000円																																	
17,700人以上18,300人未満	41,564,000円																																	
18,300人以上18,900人未満	42,938,000円																																	
18,900人以上19,500人未満	44,312,000円																																	
19,500人以上20,100人未満	45,686,000円																																	
		(イ) 基幹型施設加算	1,150,000円																															
		イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額） （子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）																																
		（ア） 平日分	400円																															
		（イ） 長期休業日（8時間未満）	400円																															
		（ウ） 長期休業日（8時間以上）	800円																															
		（エ） 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円																															
		（オ） 長時間加算 （（ア）（イ）については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、（ウ）（エ）については8時間を超えた利用）																																
		・ 超えた利用時間が2時間未満	100円																															
		・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円																															
		・ 超えた利用時間が3時間以上	300円																															
		ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）	4,400円																															
		エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額）	3,600円																															
		(2) 幼稚園型 I																																
		ア 在籍園児分（ウを除く）（児童1人当たり日額）																																
		（ア） 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）																																
		I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設																																
		① 平日	400円																															
		② 長期休業日（8時間未満）	400円																															
		③ 長期休業日（8時間以上）	800円																															
		II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設																																
		① 平日 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て)																																
		② 長期休業日（8時間未満）	400円																															
		③ 長期休業日（8時間以上）	800円																															
		（イ） 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円																															
		（ウ） 長時間加算																																
		I （ア） I①及び（ア） II①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、（ア） I③、（ア） II③及び（イ）については8時間を超えた利用の場合																																
		・ 超えた利用時間が2時間未満	150円																															
		・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円																															
		・ 超えた利用時間が3時間以上	450円																															

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率
		<p>II (ア) I ②及び (ア) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(エ) 保育体制充実加算 1か所当たり年額 1,446,200円</p> <p>※ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(オ) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア) 基本分 800円</p> <p>(イ) 長時間加算 (8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額) 4,000円</p> <p>※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。 (ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 (イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童</p> <p>※ 幼稚園型Iに係る公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする(なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)I③、ア(ア)II③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウに係る基準額)を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。</p>		

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																																		
		(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額） (ア) 基本分 1,850円 (イ) 長時間加算（8時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が2時間未満 230円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 690円 (4) 余裕活用型（児童1人当たり日額） ア 基本分 2,400円 イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円 (5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額） ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 9,000円 利用時間4時間未満 4,500円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 12,100円 利用時間4時間未満 6,050円 ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円 2 開設準備経費（1か所当たり年額） (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円 ※ (1) (2)とも交付決定した年度中に支払われたものに限る。 ※ (2)は一般型に限る。																																				
	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2,670,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費	1/3																																		
病児保育事業	病児保育事業（特定分、一般分・事業費）	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 5,007,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること (2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>522,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,609,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>4,434,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>6,520,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>8,084,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>10,171,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>12,258,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>14,343,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>16,429,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>18,515,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>20,602,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>22,689,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>24,735,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>26,781,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>28,827,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>30,873,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	10人以上50人未満	522,000円	50人以上200人未満	2,609,000円	200人以上400人未満	4,434,000円	400人以上600人未満	6,520,000円	600人以上800人未満	8,084,000円	800人以上1,000人未満	10,171,000円	1,000人以上1,200人未満	12,258,000円	1,200人以上1,400人未満	14,343,000円	1,400人以上1,600人未満	16,429,000円	1,600人以上1,800人未満	18,515,000円	1,800人以上2,000人未満	20,602,000円	2,000人以上2,200人未満	22,689,000円	2,200人以上2,400人未満	24,735,000円	2,400人以上2,600人未満	26,781,000円	2,600人以上2,800人未満	28,827,000円	2,800人以上3,000人未満	30,873,000円	病児保育事業の実施に必要な経費	1/3
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																																					
10人以上50人未満	522,000円																																					
50人以上200人未満	2,609,000円																																					
200人以上400人未満	4,434,000円																																					
400人以上600人未満	6,520,000円																																					
600人以上800人未満	8,084,000円																																					
800人以上1,000人未満	10,171,000円																																					
1,000人以上1,200人未満	12,258,000円																																					
1,200人以上1,400人未満	14,343,000円																																					
1,400人以上1,600人未満	16,429,000円																																					
1,600人以上1,800人未満	18,515,000円																																					
1,800人以上2,000人未満	20,602,000円																																					
2,000人以上2,200人未満	22,689,000円																																					
2,200人以上2,400人未満	24,735,000円																																					
2,400人以上2,600人未満	26,781,000円																																					
2,600人以上2,800人未満	28,827,000円																																					
2,800人以上3,000人未満	30,873,000円																																					

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率																																												
		<table border="1"> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>32,899,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>34,924,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>36,950,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>38,975,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>41,001,000円</td></tr> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p>	3,000人以上3,200人未満	32,899,000円	3,200人以上3,400人未満	34,924,000円	3,400人以上3,600人未満	36,950,000円	3,600人以上3,800人未満	38,975,000円	3,800人以上4,000人未満	41,001,000円																																				
3,000人以上3,200人未満	32,899,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	34,924,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	36,950,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	38,975,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	41,001,000円																																															
		<p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費</p> <p>ウ 送迎経費</p> <p>エ 研修参加費用</p> <p>(3) 普及定着促進費（開設準備経費）</p> <p>ア 改修費等</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p>※ ア及びイとも交付決定した年度中に支払われたものに限る。</p>	<p>1 か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>1 か所当たり年額 3,634,000円</p> <p>職員 1 人当たり年額 10,000円</p> <p>1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>1 か所当たり 600,000円</p>																																													
		<p>2 病後児対応型</p> <p>(1) 基本分</p> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1 か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>416,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,290,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>3,225,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>5,202,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>7,074,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>9,052,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>11,030,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>13,007,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>14,982,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>16,959,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>18,937,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>20,912,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,858,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,803,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>26,749,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>28,695,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,621,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,547,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>34,473,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>36,399,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>38,325,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p>	年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)	10人以上50人未満	416,000円	50人以上200人未満	2,290,000円	200人以上400人未満	3,225,000円	400人以上600人未満	5,202,000円	600人以上800人未満	7,074,000円	800人以上1,000人未満	9,052,000円	1,000人以上1,200人未満	11,030,000円	1,200人以上1,400人未満	13,007,000円	1,400人以上1,600人未満	14,982,000円	1,600人以上1,800人未満	16,959,000円	1,800人以上2,000人未満	18,937,000円	2,000人以上2,200人未満	20,912,000円	2,200人以上2,400人未満	22,858,000円	2,400人以上2,600人未満	24,803,000円	2,600人以上2,800人未満	26,749,000円	2,800人以上3,000人未満	28,695,000円	3,000人以上3,200人未満	30,621,000円	3,200人以上3,400人未満	32,547,000円	3,400人以上3,600人未満	34,473,000円	3,600人以上3,800人未満	36,399,000円	3,800人以上4,000人未満	38,325,000円	<p>1 か所当たり年額 4,166,000円</p> <p>うち改善分 2,225,000円</p>	
年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)																																															
10人以上50人未満	416,000円																																															
50人以上200人未満	2,290,000円																																															
200人以上400人未満	3,225,000円																																															
400人以上600人未満	5,202,000円																																															
600人以上800人未満	7,074,000円																																															
800人以上1,000人未満	9,052,000円																																															
1,000人以上1,200人未満	11,030,000円																																															
1,200人以上1,400人未満	13,007,000円																																															
1,400人以上1,600人未満	14,982,000円																																															
1,600人以上1,800人未満	16,959,000円																																															
1,800人以上2,000人未満	18,937,000円																																															
2,000人以上2,200人未満	20,912,000円																																															
2,200人以上2,400人未満	22,858,000円																																															
2,400人以上2,600人未満	24,803,000円																																															
2,600人以上2,800人未満	26,749,000円																																															
2,800人以上3,000人未満	28,695,000円																																															
3,000人以上3,200人未満	30,621,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	32,547,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	34,473,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	36,399,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	38,325,000円																																															
		<p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費</p> <p>ウ 送迎経費</p> <p>エ 研修参加費用</p> <p>(3) 普及定着促進費（開設準備経費）</p> <p>ア 改修費等</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p>※ ア及びイとも交付決定した年度中に支払われたものに限る。</p>	<p>1 か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>1 か所当たり年額 3,634,000円</p> <p>職員 1 人当たり年額 10,000円</p> <p>1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>1 か所当たり 600,000円</p>																																													

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																				
		<p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 4,472,000円 <small>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,236,000円)</small> ※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円</p> <p>ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>(3) 改善分 1か所当たり年額 4,472,000円 <small>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,236,000円)</small> ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p> <p>4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 7,280,000円 <small>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,640,000円)</small></p>																						
	病児保育事業(特定分・低所得者減免分加算)	<p>1 低所得者減免分加算(病児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人数</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人数 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減免分加算(病後児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人数</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人数 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	病児保育事業の実施に必要な経費	1/3																				
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="399 1541 922 1827"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20人~49人</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>50人~99人</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr><td>100人~299人</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>300人~599人</td><td>2,800,000円</td></tr> <tr><td>600人~999人</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>1,000人~1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr> <tr><td>1,500人~1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr> <tr><td>2,000人~2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上</td><td>20,200,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10か所以上 10,100,000円 ・ 10か所未満 支部数 × 1,000,000円 	会員数	基準額	20人~49人	1,000,000円	50人~99人	1,800,000円	100人~299人	2,000,000円	300人~599人	2,800,000円	600人~999人	4,000,000円	1,000人~1,499人	8,100,000円	1,500人~1,999人	12,100,000円	2,000人~2,999人	16,200,000円	3,000人以上	20,200,000円	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施に必要な経費	1/3
会員数	基準額																							
20人~49人	1,000,000円																							
50人~99人	1,800,000円																							
100人~299人	2,000,000円																							
300人~599人	2,800,000円																							
600人~999人	4,000,000円																							
1,000人~1,499人	8,100,000円																							
1,500人~1,999人	12,100,000円																							
2,000人~2,999人	16,200,000円																							
3,000人以上	20,200,000円																							

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率																												
		<p>(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には、「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算</p> <p style="text-align: right;">360,000円</p> <p>(ウ) 土日実施加算</p> <p style="text-align: right;">1,800,000円</p> <p>※ 土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。</p> <p>① 会員登録を行うための事業説明会</p> <p>② アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="402 633 922 862"> <thead> <tr> <th>預かり等の利用件数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～59件</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>60件～119件</td> <td>2,400,000円</td> </tr> <tr> <td>120件～199件</td> <td>3,800,000円</td> </tr> <tr> <td>200件～299件</td> <td>5,700,000円</td> </tr> <tr> <td>300件～399件</td> <td>7,700,000円</td> </tr> <tr> <td>400件～599件</td> <td>10,500,000円</td> </tr> <tr> <td>600件以上</td> <td>14,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 近隣市町村会員受入</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p> <p>(イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る）</p> <p style="text-align: right;">4,000,000円</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算</p> <p style="text-align: right;">500,000円</p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算</p> <table border="1" data-bbox="402 1144 1104 1288"> <thead> <tr> <th>預かりを行う会員数 (前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。 また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。</p> <p>2 開設準備経費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等</p> <p style="text-align: right;">4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p style="text-align: right;">600,000円</p> <p>※ (1) (2)とも交付決定した年度中に支払われたものに限る。</p>	預かり等の利用件数	基準額	～59件	1,800,000円	60件～119件	2,400,000円	120件～199件	3,800,000円	200件～299件	5,700,000円	300件～399件	7,700,000円	400件～599件	10,500,000円	600件以上	14,500,000円	預かりを行う会員数 (前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人～199人	1割以上	1,000,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かり等の利用件数	基準額																															
～59件	1,800,000円																															
60件～119件	2,400,000円																															
120件～199件	3,800,000円																															
200件～299件	5,700,000円																															
300件～399件	7,700,000円																															
400件～599件	10,500,000円																															
600件以上	14,500,000円																															
預かりを行う会員数 (前年度値)	増加数・割合	加算額																														
19人以下	2人以上	500,000円																														
20人～199人	1割以上	1,000,000円																														
200人以上	20人以上	1,500,000円																														

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率				
利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置）	<p>1 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算（1人当たり日額） 6,400円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助</p> <p>※ 1時間当たり利用料は800円を上限</p> <p>2 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業 500,000円</p> <p>※ テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行うための通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等の環境整備、その他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取組を行うための経費を補助</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算等の実施に必要な経費（飲食料費を除く。）</p>	<p>1/3</p>				
		<p>3 病児保育事業 病児保育施設経営継続支援事業</p> <p>(1) 病児対応型 1か所当たり年額 病児保育施設毎に別途県が定める金額から、令和2年度山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金における病児保育事業（病児対応型）の特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）の対象経費の支出予定額（又は実支出額）と県補助基準額を比較して多い方の額を差し引いた金額の3分の2（千円未満切り捨て）</p> <p>(2) 病後児対応型 1か所当たり年額 病児保育施設毎に別途県が定める金額から、令和2年度山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金における病児保育事業（病後児対応型）の特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）の対象経費の支出予定額（又は実支出額）と県補助基準額を比較して多い方の額を差し引いた金額の3分の2（千円未満切り捨て）</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の影響により利用児童が減少し、基準額が令和元年度実績から大きく減少する病児保育施設の経営を支援するための経費を予算の範囲内で補助。</p> <p>※ 本事業の対象となるためには、改善分（利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等）を実施していることを要する。</p>	<p>病児保育施設経営継続支援事業の実施に必要な経費</p>	<p>10/10</p>				
		<p>4 利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 新型コロナウイルス感染症対策支援事業</p> <p>(1) 利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 300,000円</p> <p>(2) 延長保育事業</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>定員19人以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>定員20人以上59人以下</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>定員60人以上</td> <td>250,000円</td> </tr> </table> <p>※ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員</p>	定員19人以下	150,000円	定員20人以上59人以下	200,000円	定員60人以上	250,000円
定員19人以下	150,000円							
定員20人以上59人以下	200,000円							
定員60人以上	250,000円							

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 補助 率
		<p>※ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）及び、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。</p> <p>※ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCO Aの活用等、感染拡大防止に努めること。</p> <p>5 利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業 500,000円</p> <p>※ 乳児家庭全戸訪問訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費</p>		